

部活動に係る活動方針

愛知産業大学三河高等学校

1.ガイドライン作成の趣旨

部活動は学校教育の一環として行われ、活動を通して体力や技術の向上のみならず異年齢との交流、生徒同士や生徒と教師の好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上、自主性、協調性、責任感、自己肯定感、連帯感を育むことを目標とする。

部活動を通して本校建学の精神を学び、社会から求められ歓迎される人材の育成を行う。また生涯にわたり各自のニーズに応じたスポーツを行うことができるようにする。

2.適切な運営のための体制

運動部顧問は以下の活動計画を作成し学校長に提出し許可を得る。

- ① 年間計画作成…参加予定大会日などから活動日、休養日など一年を通して計画をする。
- ② 月間計画作成…活動日時、場所、時間、休養日を計画する。

2-1 活動と休養

- ① 原則週当たり1日以上休養日を設ける。休養日に大会に参加した場合は他日に振り替える。
年間計画において鍛錬日と休養日を計画的に設ける。
- ② 定期試験前中の活動においては事前に学校長の許可を得る。定期試験中は原則活動を禁止する。
学校全体が文武両道を求め、生徒の学習時間を確保する。
- ③ 1日の活動時間を平日は3時間程度、学校休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に効率的・効果的な活動を行うことが望ましい。

2-2 指導者

- ① 体罰根絶に向けての取り組みと全国共通ルールを確認し、指導者による体罰、暴言、ハラスメントの根絶徹底を図る。
- ② 部活動顧問に対して定期的に研修、指導の質向上に関する取り組みを行う。
- ③ 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考える。
- ④ 年間計画は、一年間を試合期、充実期、休息期に分けて計画し、活動目標、指導方針、指導内容を充実させる。
- ⑤ 最新の研究成果を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れた指導を行う。

2-3 事故防止

- ① 生徒の限界、心身の影響などについて、十分な知識と技能を持っていないことを前提として無理のない練習となるよう留意する。生徒の体調、施設、設備用具の定期的安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方、医療関係者などへの連絡体制を確立する。
- ② 部活動中、顧問は生徒の活動に立ち会い安全確保の取り組みを行う。
- ③ 近年熱中症、突然死、頸部事故が発生しており安全な活動を実現するため万全の体制づくりを行う。
(屋内・屋外を問わず)

2-4 大会・遠征・合宿

- ① 大会、遠征、練習試合、合宿参加は年間計画に基づいて行い、生徒や保護者の負担を考慮しつつ、日ごろの活動の成果を最大限発揮できるものとなるようにする。
- ② 参加においては許可願と活動計画内容を提出し、学校長の許可を得る。
- ③ 参加終了後は、活動内容報告書と保護者宛に収支決算書を提出する。

3 運営費用

- ① 部活動予算は生徒会規則に則り運営する。
- ② 各部における部費集金は徴収の目的を明確にし、生徒、保護者の負担にならないようにする。
また集金に際しては保護者宛文書を配付し、年度末に会計報告書を保護者と学校長に提出する。
- ③ 運営費用による集金は積み立てを行わず、その都度精算、会計報告を行う。

4 緊急対応

- ① 校外における事故等緊急対応は、緊急対応マニュアルに従い迅速に対応する。
- ② その他事故、怪我等については関係部署、教師と緊密に連携をとって対応する。
- ③ 公用車使用にあたっては、毎年安全運転講習会を受講し、安全に運用する。

5 その他

- ① 生徒、顧問、保護者の連絡を緊密に行い、信頼のもと望ましい部活運営を行う。
- ② 活動後は不要な居残りがないように努め、顧問が生徒の退出を確認する。
- ③ 顧問は担任や保護者と連絡を密にし、学習活動や成績を含め、学校生活全般に亘り生徒の状況を把握し、その成長を促すように努める。
- ④ 部室の管理清掃を徹底し、施設、用具の管理を行い、安全に活動ができるように留意する。
- ⑤ 学校教育活動の一環として行われることに留意し、心身の健全な育成、建学の精神の遂行、人格形成を第一義とする。
- ⑥ 外部指導者の活用については学校、各部の目標や方針について理解を得られるとともに、学校、顧問、外部指導者の間で充分意思の疎通を図り、その目標や方針等を踏まえた適切な指導が行える場合に限り、学校長が委嘱する。